

富士宮市立富士宮第一中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本校では、人権尊重の理念に基づき、富士宮第一中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に本方針を策定しました。

《本校の基本理念》

いじめは、被害者の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に多大な悪影響を与え、時として生命に重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、重大事案が発生した場合には、被害者のみならず加害者にも大きな心の傷を残すことになります。したがって、本校では、「いじめは人として絶対に許されない行為である。」という基本的な共通認識のもとで、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に全力で取り組み、安全・安心な学校づくりを行います。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒と関わる大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

（文部科学省「いじめの定義」より）

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの様子や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
- いじめのない、安全・安心な学校をつくるために、学校、保護者、地域社会が密接に連携し、それぞれの立場で生徒を健全に育てるよう努力していきます。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

いじめの未然防止のためには、すべての教育活動において、いじめの未然防止につながる教育的支援がなければいけません。そのキーワードとなるのが「居場所づくり」、「絆づくり」であり、それらをつくる基礎的な要素が「規律」、「学力」、「自己肯定感」であると考えます。授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった生徒を育てることが、いじめの未然防止への近道であると考え、以下に重点項目を挙げます。

- 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい居場所、絆づくりに努めます。
- Hyper-QU(教研式教育・心理検査)や人間関係づくりプログラムなども有効活用し、生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努めます。
- 他者との協力による成功体験(矢立セミナー、自然体験学習、修学旅行、矢立祭等)や、大人から学ぶ体験(キャリア教育、卒業生一日先生の日、地区行事への参加等)ができる機会を設け、学級、学年の枠を越えた望ましい人間関係の形成を目指します。
- 授業の中での規律(2分前着席・1分前黙想、あいさつ等)を大切にし、わかる授業づくり(学習課題、発問、板書、評価、学習形態の工夫等)を進めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる、学び合う授業を工夫するよう努めます。
- 黙働清掃を通して、自らを見つめ、気付いて行動する生徒の育成に努めます。

(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

安全・安心な学校をつくるためには、生徒自らがその推進者であることを自覚できるよう、すべての大人がその支援を全力で行う必要があると考えます。

- 道徳、学級活動、生徒会活動等で意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳科では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値(命の大切さ・他者との関わり方等)について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
- 学級活動、生徒会活動、学校保健委員会などでは、日常生活との関連を図り、自他への思いやりの育成・正しい価値観の育成・望ましい人間関係の形成をめざし、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 各学年の生徒指導担当は、日常的に生徒の情報を集約し、生徒指導主事や他学年の生徒指導担当に報告します。生徒指導主事は、校長、教頭、教務主任に報告し、対応についての協議を行います。また、週に1度生徒指導部会(校長、教頭、生徒指導主事、各学年部生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー)を開催し、そこで報告・協議した内容を文書で回覧し、全教職員で情報を共有します。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめについて相談できる体制を整えます。

(2) いじめへの対処

- いじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まずに、生徒指導部、PTA役員代表、スクールカウンセラーを中心とした生徒指導委員会(兼不登校・いじめ対策室)が対応を協議するとともに、いじめの態様等に即した対策チームを編成し、対応について確認します。
- 被害生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。状況によっては、教育委員会に報告し、出席停止等の措置を行います。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の形成に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- 学校評価アンケートの結果を公表し、生徒の実態や課題、成果を伝え、いじめの起こりにくい環境づくりに生かします。
- 保護者懇談会等の開催、学校・学年だよりの発行、学校ホームページ、学校一斉メール等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- ケータイ・スマホやインターネット、オンラインゲーム等を使用したいじめ問題等、生徒・保護者に広く啓発し、注意を促します。
- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、担任だけではなく、複数の教職員で関わり、関係する保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- 保護司、民生委員等の地域の関係機関と連携をとりながら、対応します。

6 年間の取組計画について

令和3年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士宮第一中学校

令和3年4月1日現在

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	生徒	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		全校集会で呼びかけ	朝礼
		○		人間関係づくりプログラム①	学級活動
5		○		遵法の精神をテーマとした教材による道徳授業	道徳(人権)
		○		学年行事における心構え 全体指導	特別活動
		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談	放課後
6		○	○	第1回Hyper-QU(行事後)→分析	
		○	○	中体連壮行会	集会
		○		生命の尊さをテーマとした教材による道徳授業	道徳(人権)
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価生徒アンケート・面談	放課後
		○		人間関係づくりプログラム②	学級活動
		○	○	三者面談での情報モラルについての啓発	三者面談
	○	○	○	学校評価アンケート(教職員・生徒・保護者)集約→分析	
8	○			校内研修(Hyper-QUについて)	職員研修
9	○			いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	職員会議
		○		矢立祭運動の部	特別活動
10		○		教育相談週間	放課後
		○		思いやりをテーマとした教材による道徳授業	道徳(人権)
		○		矢立祭文化の部	特別活動
11		○	○	第2回Hyper-QU(上旬)→分析	学級活動
		○		人間関係づくりプログラム③	学級活動
		○		公正・公平、社会正義をテーマとした全クラス共通の教材による道徳	道徳(人権)
		○		外部講師講演「(予定)」	集会
		○		学校保健委員会	集会
		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談	放課後
			○	学校評価保護者アンケート	
12		○		学校評価児童アンケート・面談	放課後
	○			学校評価アンケート(教職員・生徒・保護者)	
		○	○	三者面談で情報交換	三者面談
1			○	学校評価結果報告	地区懇談会
			○	新入生保護者説明会	新入生保護者説明会
2	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・面談	放課後
		○		人間関係づくりプログラム④	学級活動
3		○		先輩高校生に学ぶ会	キャリア教育
		○		3年生を送る会	集会

※ Hyper-QU・・・教研式教育・心理検査